

公益財団法人練馬区文化振興協会

寄付金 募集要項

公益財団法人練馬区文化振興協会は、昭和 5 7（1982）年に練馬区が 1 0 0 %出資し、設立した公益財団法人です。協会は、練馬区民が文化芸術に触れる機会を提供するとともに、区民の自主的な活動を支援することにより、区民文化の向上および振興を図り、豊かな区民文化の創造、多様な文化の発展に寄与することを目的としています。協会の活動目的にご賛同を頂ける方からの、寄付を募集します。

1 協会の事業内容

- （１） 区民文化の向上及び振興のための事業
- （２） 区民の自主的な文化活動の促進に関する事業
- （３） 練馬区から受託する文化芸術振興に関する事業
- （４） 練馬区立施設の指定管理に関する事業
- （５） その他、この協会の目的を達成するために必要な事業
- （６） （１）～（５）の推進に資するための物品等販売事業

2 寄付金の使途

当協会が実施する以下の事業に使用させていただきます。

- （１） 指定管理者として管理する練馬区立施設に関する事業
（練馬文化センター、大泉学園ホール、練馬区立美術館、石神井公園ふるさと文化館）
- （２） その他、文化振興に関する事業

※ 特定の施設や事業に使途を指定することができます。指定する場合は、寄付金込書の「寄付金の使いみち」にご記載ください。

3 募集期間

随時

4 募集対象

個人、法人を問わず、当協会の活動目的にご賛同いただける方

5 寄付金額

一口 1, 0 0 0 円から受け付けています。

※ 2, 0 0 0 円以上のご寄付を頂いた方は、税制上の優遇措置の対象となります。

6 寄付の公表

当協会のホームページ等にお名前を掲載させていただきます。

※ 「寄付金申込書」に記入欄があります。掲載を辞退される場合でも、匿名として公表させていただきますのでご了承ください。

7 申込方法

所定の「寄付金申込書」にご記入の上、下記の宛先へ郵送・FAX・メールでお申込みください。郵送料等については、ご負担いただきますようお願いいたします。

【送付先】

〒176 - 0012 東京都練馬区豊玉北 6 - 3 - 1 練馬区役所北庁舎 6 階

公益財団法人 練馬区文化振興協会 寄付金 担当

TEL : 03 - 6914 - 7305 FAX : 03 - 6914 - 7338

メールアドレス : info@neribun.or.jp

8 払込方法

協会が指定する銀行口座にお振込みいただくか、現金書留にて当協会宛てにお送りください。

※ 振込手数料や郵送料等については、ご負担いただきますようお願いいたします。

【振込先】

・銀行・支店名 東京あおば農業協同組合 中村橋支店

・口座種別・番号 普通 1171636

・口座名義 こうえきざいだんほうじん 公益財団法人 ねりまくぶんかしんこうきょうかい 練馬区文化振興協会

9 受領書の郵送

「寄付金申込書」および寄付金を受領後、「寄付金受領書」を郵送いたします。

10 税制上の優遇措置

公益財団法人である当協会への寄付は、税制上の優遇措置を受けることができます。優遇措置を受ける場合は、確定申告が必要です。詳細は、管轄の税務署や税理士にご確認ください。なお、確定申告には、「寄付金受領書」が必要となりますので、大切に保管くださいますようお願いいたします。

個人によるご寄付の場合

- ・ 所得税

所得税の「所得控除」の対象となります。（寄付金額－2,000円）を所得から控除できます。※寄付金額は、その年の総所得金額等の40%相当額が上限です。

詳しくは[国税庁タックスアンサーNo.1266](#)をご参照ください。

- ・ 個人住民税

お住まいの自治体の条例で指定している場合は、個人住民税の「税額控除」の対象となります。

詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

法人による寄付の場合

- ・ 法人税

法人税の計算において、一般の寄付金に係る損金算入限度額とは別枠で一定の限度額まで損金算入することができます。

詳しくは[国税庁タックスアンサーNo.5283](#)をご参照ください。